

# これからの景観まちづくり について

可児市建設部都市計画課



# 景観法の施行状況について

# 1. 景観法とは

都市・集落等の良好な景観の形成を促進し、美しい風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造、及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、国民生活の向上、地域社会の健全な発展のために、景観を守ること、景観を創り出すことへの法的な裏づけを与え、国民の関心を高めることを目的とし、平成16年6月18日に施行。

今年で12年目を迎える。

## 2. 景観行政団体

全 国・・・673地方公共団体

(都道府県45 政令市20 中核市45 その他市町村563)

岐阜県内・・・23市町村

(大垣市、高山市、多治見市、関市、  
中津川市、美濃市、瑞浪市、羽島市、  
恵那市、美濃加茂市、土岐市、各務原市、  
可児市、山県市、瑞穂市、飛騨市、  
本巣市、郡上市、下呂市、池田町、  
坂祝町、川辺町、白川村)

平成27年9月30日現在

### 3. 景観計画策定団体

全 国・・・492団体

(都道府県20 政令市20 中核市42 その他市町村410)

岐阜県内・・・16市村

(岐阜市、大垣市、高山市、多治見市、  
関市、中津川市、美濃市、恵那市、  
美濃加茂市、土岐市、各務原市、**可児市**、  
本巣市、郡上市、下呂市、白川村)

平成27年9月30日現在

## 4. 景観重要建造物の指定

全 国・・・399件(2都道府県 72市区町村)

岐阜県内・・・岐阜市 18件

高山市 7件

中津川市 3件

恵那市 3件

各務原市 15件

平成27年9月30日現在

## 5 . 景観重要樹木の指定

全 国・・・588件(43市区町村)

岐阜県内・・・**可児市 1件**(瀬田小豆田)

平成27年9月30日現在





# 可児市における景観まちづくり施策の 成果と評価について

# 可児市の景観施策

## 主な施策について

- ・大規模行為等の届出
- ・屋外広告物許可
- ・違反広告物簡易除却
- ・景観アドバイザー制度
- ・景観形成助成金制度
- ・民有地緑化推進助成制度
- ・景観形成重点地域・景観重要樹木の指定
- ・景観審議会の開催

…等々

## A . 一定の成果を挙げている施策について

### 大規模行為等の届出

大型店舗等の建築、工作物の新設、土地の形質変更、土砂の砕石について、一定規模以上の行為は景観形成基準に適合しているかを審査するために、事前の届出が必要となる。

市の景観条例・景観計画により設定した基準を徹底させることで、市の景観を守る。

## A . 一定の成果を挙げている施策について

### 屋外広告物許可制度

岐阜県屋外広告物条例に基づき、設置前に許可申請を提出し、審査のうえ、基準に沿った広告物に対し許可を出す。

設置前に申請をしてもらうことにより、県の基準を周知徹底させ、市の景観を守る。

## A . 一定の成果を挙げている施策について

### 屋外広告物簡易除却

岐阜県屋外広告物条例に基づき、禁止物件、禁止地域、設置場所等の許可基準に違反して設置された広告物を撤去する。

違反広告物の撤去により、市の景観を守ることができている。

除却件数も減少傾向にあり、一定の効果をもたらしている。

# 《参考》簡易除却した違反広告物



## B . 十分な成果が挙がっていない施策について

### 景観アドバイザー利用制度

可児市景観条例に基づき、良好な形成を推進するため、専門的な助言等の支援を行う制度。

奇数月に景観相談を実施する他、依頼により団体の元へ派遣も行っている。

行政の景観相談件数は年間10件前後あるが、一般の方の相談件数は年間1～2件程度で、殆どが元久々利地区においての行為に関する相談である。

景観アドバイザー派遣件数も年1～2件程度である。

## 《参考》景観アドバイザー派遣





## B . 十分な成果が挙がっていない施策について

### 景観形成重点地区の選定

市内でも特に重点的に良好な景観の形成を図る必要のある地区を選定し、きめ細かいルールを定める等、その地区の住民が中心となって景観まちづくりを進めていく地区を選定する。

現在は、久々利地区(元久々利)の1件を指定している。**(平成24年7月1日指定)**

他の候補地として、兼山地区、白鬚神社周辺地区もあったが、選定には至っていない。

# 《参考》元久々利まちづくり委員会活動内容



# 《参考》元久々利まちづくり委員会活動内容



# 《参考》元久々利まちづくり委員会活動内容



## B . 十分な成果が挙がっていない施策について

### 民有地緑化推進助成金制度

可児市景観計画の基本方針でもあり、緑の基本計画の推進を図るため、生け垣等の設置に対し、その費用の一部を助成する制度。

平成26年度、27年度については、申請が無く、壁面緑化と屋上緑化は、制度制定以降申請が無い。

## 《参考》民有地緑化(生け垣)



なぜ、各施策によって差が生じるのか？

## 成果の拳がっている制度

- 基準を設定することで必然的に遵守事項が生じ、その基準を守るようになるため、一定の効果が期待できる。

なぜ、各施策によって差が生じるのか？

## 成果の挙がっていない制度

- 住民意識や認知度が低く、啓発等が思うように浸透していかない。



より良い景観まちづくりの  
ため、積極的な意見を  
お願いします。